

「実証・仮設住宅 東日本大震災の現場から」

元岩手県建築住宅課総括課長 大水敏弘 著

■仮設住宅とは

- ・「災害救助法」に基づき被災者に供給されるもの。正式には「応急仮設住宅」という。
- ・応急仮設住宅には2種類。建設する「仮設住宅」と民間賃貸住宅の借上げによる「みなし仮設」。

■仮設住宅の基本的な基準

- ・設置者は都道府県、市町村に委任することも可。
- ・厚生労働省の告知では・・・

住み家が全壊、全焼、流失し自らの資力では住家を得る事が出来ないものを収容するものであること。

規模の基準は29.7m²。費用は240万ぐらい。（実際は628万かかった）

災害から20日以内の着工。

- ・建築基準法による建築確認は不要。建築3ヶ月後までに設置許可、設置期限は2年。

■仮設住宅の建設体勢

- ・各都道府県において「プレハブ建築協会」と災害時協定を締結している。

■仮設住宅の歴史

- ・「自然災害後の応急居住空間の変遷とその整備手法に関する研究」牧紀男著
- ・最初の事例は「同潤会仮設住宅」。託児所や授産所なども設置。居住者の立場にたった住宅だった。

■震災後・・・仮設住宅の着工準備へ

- ・「建設候補地リスト」がほとんど役に立たなかった。（足りない・被害が大きすぎる）
- ・阪神淡路の資料がとても役に立った。（初動を急ぐ。必要戸数をしっかりとはじく事。建設ペースを落とさない）
- ・着工は被害が大きかった地域を優先。

■どこにどれだけ必要か？

- ・被災地以外の建設は「人口減」の問題を招くこともある。
- ・一日三食おいしい料理が出る遠くのホテルより、狭くて雑魚寝でも被災地近辺。（岩手の事例）
- ・有難かった「民有地」や「社有地」の提供。

■平地が壊滅的な被害。→丘陵地や荒れ地の造成。地元工務店が貢献。

- ・学校のグラウンド→学校に通えるのはいいが、運動出来ない。
- ・「地主さん探し」など細かなフットワークがきく市町村。
- ・「郊外」に建ててしまうと埋まらないケースも。（阪神淡路大震災）
- ・ただ建てるのが仮設住宅ではない。被災者に利用されて初めて目的が達成される。
- ・地方が故に、「持ち家率」が高く、必要戸数が足りなかった。
- ・「みなし仮設」には助かったが、問題も（情報供給難、転居してしまうかも？）
- ・いい面も（費用が抑えられる・被災者が自ら家を見つけることが可能）

- ・被災規模によって発注先を見極めることが重要。

■軌道に乗らない建設工事

- ・ガソリン、資材、宿が無い！100キロも離れたところから通うケースも。
- ・寒冷地だったので「断熱材」が特に足りず、断熱仕様を断念。
- ・インフラがダメだったので「浄化槽」で対応。

■入居について

- ・「高齢者・弱者」ばかりを優先してしまうとコミュニティ形成に課題が残った。（5割程度に）
- ・10世帯単位の「コミュニティ申込」は不評だった。混乱の中で無理があった。
- ・宮古市は「抽選」を完全に中止し、暮らしやすさを考え選定に時間を掛けた。
仮設住宅にどのように入居してもらうかが、仮設住宅づくりの要である。
- ・「情報」をどうやって伝えていくのか？（かわら版を作成・県外の応接職員の力は大きかった）

■開けた地元への発注

- ・ほとんどの仮設住宅は、規格建築部会（プレハブ大手メーカー） 住宅部会（大手住宅メーカー）
- ・しかし、供給が追いつかず応募してみると、思わず数の地元工務店が参加してくれた。

■スピードや効率だけでだけない地元工務店の良さ

- ・条件の悪い敷地での建設。しっかりとした断熱。地元に対する熱意、想い。
- ・「輸入住宅メーカー」は問題が多かった。（気候に合わない・資材が届かない）
- ・細やかな配慮。バリアフリータイプに有効。

■「避難所」の閉鎖について

- ・早めの「用地確保」が出来ると、避難所に長く滞在しなくてすむ。
- ・仮設住宅はできたけど、遠いので避難所にとどまるケースも。（職場や学校が近いなど）

■ 様々な仮設住宅

- ・パネル化した杉板をビス止めし再利用出来るように。（宮城・南三陸）
- ・福島の木造仮設住宅は600戸。県産材を使用。

・岩手・住田町の仮設住宅への取り組み（震災11日後に着工）

町長の迅速な判断。

林業の町。地元材を活用した住宅造りを提案していた。

「気仙沼大工」という技術集団が古くから活動。

※有事の備えとして「仮設キット」を開発していた。断熱材を挟んだパネルを加工保存。落とし込み工法。

魅力的だったのですぐに埋まった。感謝し、喜んでくれた。

「木造応急仮設住宅のキット化」を国土交通省に提案。企画化された木材の備蓄提案も含めて。

「備蓄」に関してはシステムとして全国に広がるべきである。

- ・地元工務店で全て対応したケースも。（熊本広域水害・紀伊半島大水害など）

- ・高齢者に配慮したコミュニティケア型木造仮設住宅（岩手・遠野町）

バリアフリーの配慮がしっかりとされている。

わずか2週間で実施設計、工事業者決定と全ての建設準備を終えていた。

東京大学高齢社会総合研究機構がアドバイス。各種支援団体との連携。

サポートセンター、ケアゾーン、子育てゾーンを配置。

- ・「集会所」には「オストメイト」の設置は必須。「風呂」は衛生管理上、維持など色々と問題も。

- ・「遊具」も今後は応急仮設住宅として認めるべき。

- ・「グループホーム（高齢福祉施設）型仮設住宅」や「サポートセンター」の建設。

■ 建築家は何のためにあるのか？

- ・「帰心の会」設立。（伊東豊雄ら五名）人の集まる場所、小さな集会所の建設。
人のつながりを生み出す「仕組み」が高い評価を得た。

■ 完成後の課題

- ・五月以降、苦情が殺到。「保守管理センター」の設置。

・一番多かった苦情は「玄関網戸の設置」。

- ・畳を設置して欲しい。（岩手では半数以上に。断熱効果としても有効）

- ・「追い炊き機能」が欲しい。

- ・暑さ・寒さについて（水道管の凍結。内部結露・断熱不足）

・標準仕様の仮設住宅が「ほんのひと時の仮すまい」であることが浮き彫りに・・・

改善されるべき仕様を盛り込んでつくるべき。

（追加工事で結果、600万/戸にもなった。予算は240万/戸）

- ・仮設住宅の建設に伴う事情に被災者を合わせてはいけない。被災者の事情に合わせ、住宅を確保することを考える。

- ・居住性能の違った仮設住宅となったので、プレハブ型の住人からは苦情や不満が多かった。

- ・被災者が望むのは、単に入居することではなく、生活出来ること。

- ・法律の改善を。「住」に関して災害救助法で扱うべきなのか？

- ・様々なものは便利になっていくが、「真の豊かさ」を実現させることの課題は別である。

- ・目に見えない技術や制度づくり、コミュニティのデザインをする能力が必要である。

■ 結果としてよかつたこと

- ・「住田町」の事例。町長のリーダーシップで地産材を使った木造仮設住宅。

- ・地元工務店を使ったこと。地域の活性化にもつながった。

- ・多方面からの援助により、無味乾燥な仮設住宅でなくなったケースも多いこと。

■ 平時からの取り組みを

- ・宮崎県では全国木造建設事業協会や宮崎県建設業協会といった木造仮設住宅を建設可能な団体と協定を結んでいる。

- ・大規模な民有地に対しての協力要請をしておく。

- ・規模や場所の特性によって異なる「配置図」を作成しておくといいかも。

- ・民間賃貸住宅を借りれるように、不動産団体との事前協議。公営住宅の状況も整理。